



国土交通省

《発表記者会：青森県政記者会、東北電力記者会、宮城県政記者会》

東北運輸局プレスリリース

平成30年7月12日
国土交通省東北運輸局

ペーパー車検を行った民間車検場の取消し処分を行います

東北運輸局は青森県内の自動車分解整備事業者（弘伸自動車有限会社）に対し、「ペーパー車検」※1による車検手続き等の道路運送車両法違反が確認されたため、指定自動車整備事業の指定の取消しなどの行政処分を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、本件は青森県警察の不正車検の捜査により、指定自動車整備事業者が平成29年10月に逮捕され、平成30年4月に有罪判決が確定した事案です。

【事業者名】

弘伸自動車有限会社（青森県弘前市）

【不利益処分の内容】（処分日平成30年7月20日）

- （1）自動車分解整備事業※2の停止 55日
- （2）指定自動車整備事業※3の指定の取消し
- （3）自動車検査員※4の解任命令 2名

【法令違反の主な内容】

別紙のとおり

【違反の概要】

- （1）事業者は、依頼者の求めに応じて行い、起訴された2台の自動車に対するペーパー車検、1台の自動車に対して点検整備を実施していない不正改造状態の自動車に保安基準適合証を交付する違反を行った。
この他、1台のペーパー車検を実施し、2台の不正改造状態の自動車に保安基準適合証を交付した。
また、点検整備の一部を実施していない車両に対して適合証を交付するとともに、分解整備記録簿等に虚偽の記載を行った。
さらに、過去の監査において虚偽の陳述等を行った他、認証を受けずに分解整備事業を行う第三者の違反行為に対して、自社施設を貸し出す等により違反行為の幫助を行った。
- （2）自動車検査員2名は不正改造状態等の自動車であるにもかかわらず保安基準適合証に適合する旨の証明を行った。
また、うち1名は検査を行っていないにもかかわらず保安基準適合証に適合する旨の証明を行った。

【お問い合わせ先】

東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課 阿部、渡邊

TEL 022-791-7534 FAX 022-299-8872

別紙 法令違反の主な内容

- ・ 道路運送車両法第91条第1項違反（分解整備記録簿の虚偽記載）
- ・ 道路運送車両法第91条の3違反
（分解整備等に関する統括管理不足・認証を受けずに分解整備事業を行う法令違反の幫助）
- ・ 道路運送車両法第94条の3第1項違反（法令遵守の体制でない）
- ・ 道路運送車両法第94条の5違反
（ペーパー車検での車検手続・不正改造状態での車検手続）
- ・ 道路運送車両法第94条の5第1項違反
（ペーパー車検の実施・点検整備の全て未実施・
点検整備の一部未実施・不正改造状態への保安基準適合証交付・
同一性の異なる車両への適合証交付）
- ・ 道路運送車両法第94条の6第1項違反（指定整備記録簿の虚偽記載）
- ・ 道路運送車両法第100条第1項違反（虚偽報告）
- ・ 道路運送車両法第100条第1項違反（虚偽陳述）

※1 「ペーパー車検」とは、自動車検車証の有効期間更新のための点検・整備及び検査を全く実施していない自動車に保安基準適合証を交付する行為。

※2 「自動車分解整備事業」とは、エンジンを外して行う整備など自動車の「分解整備」を行う事業であり、当該事業を経営しようとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。

※3 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車分解整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業であり、当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を省略して車検手続が行える。

※4 「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続を行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。